

## 後桜町天皇の明和四年和歌三神御法楽五十首宸翰短冊

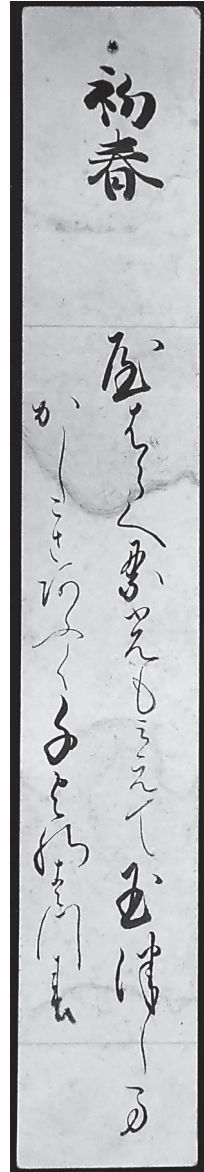
―玉津嶋社・柿本社奉納短冊をめぐって―

小林 一彦

（キーワード）後桜町天皇 職仁親王 住吉大社 玉津嶋神社 柿本社 和歌三神 古今伝授 御法楽五十首  
奉納短冊 宸翰短冊

和歌の祭神として知られる大阪の住吉大社には、後桜町天皇の御法楽五十首和歌短冊が伝えられている。古今伝授を受けた後に、歴代天皇が臣下とともに君臣共詠で詠じた、古今伝授後の一座奉納五十首和歌短冊とは異なり、すべてが御製で構成される独詠の宸翰五十首である。これまで、成立時期が年月不詳とされてきたこの御法楽五十首和歌短冊は、東山御文庫蔵『後桜町天皇宸記』（以下『宸記』）、『後桜町天皇御製』（以下『御製』）などの資料により、天明四年二月十一日の法楽であったことが判明した。また住吉社のほか、五十首和歌の法楽は、玉津嶋社と柿本社に対しても同時に行われていたことが確かめられたのである。<sup>①</sup>

「玉津嶋社」とは、和歌山県和歌山市に鎮座する、玉津嶋神社のことである。住吉大社と共に「和歌両神」と併称され、歌人たちの崇敬を集めてきた古社である。玉津嶋神社にも、同じく宸翰の御法楽五十首和歌短冊が現在に伝えられており、すでに翻刻・紹介もなされている。<sup>②③</sup> その第一首目、すなわち短冊の一枚目には、次のような御製が見える。



初春 やはらくる光もみえて玉津しま かしこさあふく千よのはつ春

仏が威光を和らげて仮に神の姿となつて出現し、世俗の衆生に交わることで救済へと導くという、「和光同塵」の思想を踏まえた一首。和らげられた玉津嶋明神の神威の光も玉のごとくにはつきりと目に見えて、その畏れ多いご威光を仰ぎ見る、未来永劫千代までも続いていく世の初春であるなあ。「光」は「玉（宝石）」の縁語であり、玉津嶋明神の歌神としての姿を讃えている。法楽短冊の第一首目、「初春」の題にふさわしい作といえよう。実はこの歌は『御製』に、「同 二 玉津嶋社法楽奉納」として収載される作品群の冒頭に、

初春

／やはらくる光<sup>ちみえて</sup>をあふく玉津しまさかへ<sup>しこさ</sup>をい<sup>あひく</sup>はふ春<sup>千世のはつ</sup>はきにけり

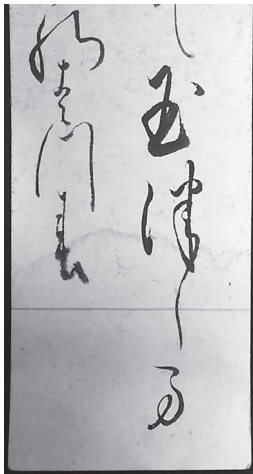
ことの葉の花もいまより咲そはむさかへをい<sup>あひく</sup>はふ千世のはつ春

(二七丁表)

とある二首のうち、端の一首として見えている。前稿に引いた『宸記』には、「一、一品宮二たんざく下書ミセ候、かへし上られ候、所改書付有、三神法らくの也」(明和四年正月十四日条)と記されてあった。下書を見た和歌の師、有栖川宮職仁親王(一本宮)から、優れている歌に付された合点「／」、さらに書き改めるべき箇所<sup>(一)</sup>の指示と共に返却されてきた詠草(下書)を、詠歌修練のためであろう、添削の筆の跡も生々しく

宸筆にてそのまま写し取ったものである。二句と四句と結句、実に三十一文字のうち十四文字までが改められ、完成品である短冊へと浄書されていたことが知られるのである。

玉津島神社に伝わる御法楽五十首和歌宸翰短冊が、住吉大社のそれと一具であることはすでに指摘されている。<sup>(4)</sup> 歌題は両社ともに独特の定家様で、すべて冷泉為村の筆跡と認められる。稿者の調査でも、寸法は両社共に縦三六・七糎、横五・七糎の大きさであった。料紙の打曇りも極めてよく似ている。さらに古今伝授後の君臣共詠短冊には金泥で横に幾筋もの霞引きがなされていたが、独詠の宸翰短冊にはそれがなく、金泥で界線が二本、天から約一〇・一糎と地から約三・七糎の位置に引かれている。両社に伝わる宸翰短冊の料紙が、同じ機会に製作されたことは明らかである。御製の和歌は、上の界線に合わせて書き出され、上句で折り返された後、結句の最後の文字が下の界線で終わるように記されている。料紙のほか、書き様までがそっくり同じである。



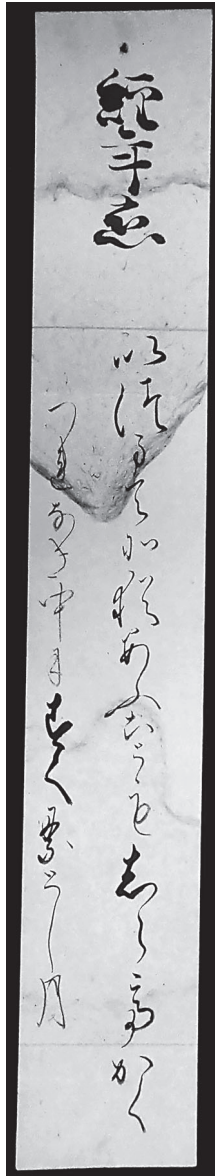
さて、玉津島神社の宸翰短冊には、住吉大社のそれと同じく、定家様の歌題一覧、一紙一枚（縦三二・八糎、横四六・〇糎）が添えられていた。もとよりそこに記された五十題は、すべて宸翰短冊の為村筆定家様の歌題

と一致する。その五十題を示せば、以下のとおりである（部立てごとに／を入れた）。

初春 海辺霞 鶯 梅風 柳 春雨 栽花 挿頭花 落花 款冬 藤 暮春／更衣 葵 郭公過 橘  
 夏草 夕立 納涼／立秋 萩 萩 女郎花 初雁 山月 橋月 浦月 晚鳴 禱衣 紅葉 九月尽／  
 初冬 霜 寒蘆 千鳥 庭雪 炭竈煙 歳暮／忍恋 聞恋 不逢恋 契恋 増恋 経年恋／名所松  
 窓竹 田家 述懷 神祇 祝

春十二首、夏七首、秋十二首、冬七首、恋六首、雑六首の構成である。

ところが『御製』所載の「玉津嶋社法楽奉納」（下書）には、一首四十九題、各二首計九十八首の詠作しか確認できず、一題二首が欠けている。浄書の宸翰短冊と照合すると、



経年恋 いつまでそ猶あふこともしらてかく つれなき中にすくるとし月

の歌が、『御製』には存しない。本来ならば「増恋」と「名所松」との間、三三丁ウラ6～8行目にかけて存在しているはずである。『御製』は毎半葉十行書きで、この位置であれば、丁代わりでもなく、めぐり飛ばしなども考えられない。部立てごと年次順に歌を配列した、別の冊の『御製』（勅封番号二二三一一一四）には、「明和四」として、

同 玉津嶋社法楽之内 同上

忍恋 聞恋 不逢恋 契恋 増恋

(三三丁表)

とあり、やはり「経年恋」がない。単なる誤脱とは考え難く、いまのところその理由はわからない。

『宸記』には「和哥三神へ内々法楽」（明和四年二月十一日条）とあり、『御製』にも「同 二 柿本社法楽奉納」と記されていた<sup>5)</sup>。残るもう一つの、柿本社御法楽五十首和歌宸翰短冊も、兵庫県明石市の柿本社に、伝存している。「後桜町天皇宸翰短籍」として現存四十五枚が一帖に仕立てられ、原本は未調査ながら、国から重要文化財の指定を受けているため、文化庁の国指定文化財等データベース主情報により<sup>6)</sup>、以下の情報を引き出すことができる。

名称：後桜町天皇宸翰短籍／ふりがな：ごさくらまちてんのうしんかんだんざく／頁数：55葉／種別：書跡・典籍／国：日本／時代：江戸／年代：1767／西暦：1767／作者：後桜町天皇／寸法・重量：／品質・形状：／卜書：／画賛・奥書・銘文等：／伝来：その他参考となるべき事項：／指定番号（登録番号）：01204／枝番：00／国宝・重文区分：重要文化財／重文指定年月日：1901.08.02（明治34.08.02）

当該短冊は、かつて京都国立博物館の特別展覧会（会期二〇一二年十月十三日～十一月二十五日）において出陳、展観されたことがあった。その展覧会の図録『宸翰天皇の書―御手が織りなす至高の美―』<sup>7)</sup>（以下『京博図録』）には、一部だが冒頭十二葉の短冊がカラー写真で掲載されている。解説では「後桜町天皇宸翰短籍」の見出しのもと、「江戸時代 明和四年（二七六七）」など年代・所蔵先ほかの情報を記した後に、次の文章

が続いている（第二段落以下、最終段落までを引用）。

これらは明和四年二月十四日、和歌の師範であった有栖川宮職仁親王から古今伝授をうけた（『続史愚抄』）さい、報謝のため歌聖・柿本人麿を祭神とする柿本社（兵庫県明石市）に奉納されたとみられる。大阪・住吉大社や和歌山・玉津島神社などにも、同様の趣旨で短冊が奉納されている。

歌の排列は、春・夏・秋・冬・恋・雑の六部立てになっており、その構成をしめすと以下のようなになる。

春Ⅱ八首（「早春」から「暮春」）／夏Ⅱ五首（「郭公」から「納涼」）／秋Ⅱ十首（「初秋」から「九月尺」）／冬Ⅱ五首（「時雨」から「雪」）／恋Ⅱ九首（「初恋」から「絶恋」）／雑Ⅱ八首（「松」から「松」）

歌数の配分がどうみても不自然なため、本来は「仁孝天皇宸翰及一座短冊」（作品136）とおなじく五十首で、春二首、恋一首、雑二首が欠け、料紙にほどこされた淡い打曇りの連続しない箇所が欠損しているであろう。

『京博図録』掲載の「宸翰短冊」の二枚目は、

霞 のとかにもみわたす野山はるくと みとりにかすむ春の色かな

であった。『御製』に、

霞

／のとかにもかすみわたりてあさみとり。野山にみする春の色かな

花鳥の色音よりまつ先たちて霞や春の色をみすらし

とある詠草（下書）二首のうち、端の一首である。職仁親王による添削が施され、初句と結句を残しほとん

ど原形をとどめないほどに改められている。一三四句の順番を変え、表現も指示通りに改めたかたちで、「宸翰短冊」は浄書されていたことが確かめられる。

明治三十四年に重要文化財に指定された当該短冊の主情報には、「年代：1767」つまり明和四年とあった。後桜町天皇が古今伝授を受けた年である。『京博図録』も後桜町天皇の「宸翰短冊」を、古今伝授を受けたさい、「報謝のために奉納された」とみられる」と記していた。後西上皇にはじまり仁孝天皇まで、およそ百八十年間、歴代の天皇（上皇）は古今伝授以後に、君臣共詠して五十首の一座短冊を住吉社・玉津嶋社、また播磨国明石柿本社・出雲国高津柿本社の歌神に奉納してきた。そうした歴史に鑑みて、明和四年二月十四日の古今伝授以後に、「報謝のため」奉納されたという説が、導かれたのは自然であつたと思量される。

しかしながら、柿本社への「宸翰短冊」が古今伝授後に奉納された記録はなく、いつ奉納されたかについては、依然として不明であつた。一連の御法楽五十首和歌において「上皇の短冊は二行目の第一字、つまり第四句目を一字分下げて記している。」「御製短冊五十枚は、全て二行目を一字下げて書いてある。讓位して上皇となつた明和七年（一七七〇）十一月以降の奉納か。」と、短冊の書き様から上皇時代の奉納を想定する説も提出されていた。<sup>(8)</sup>近時、和歌山市立博物館で開催された特別展「玉津島―衣通姫と三十六歌仙―」（会期二〇一六年七月十六日～八月二十一日）においても、玉津島神社蔵の宸翰短冊は「後桜町上皇奉納和歌短冊」（傍点稿者）として展示されており、展示図録の解説では「奉納の詳しい理由・時期などは不明だが、105（稿者注）徳川宗直奉納和歌」によると天明三年に玉津島神社へ代参しており、この時に奉納したのであろうか<sup>(9)</sup>との記述がなされていた。

柿本社所蔵の「宸翰短冊」すなわち独詠の御法楽五十首和歌短冊も、『京博図録』掲載の写真で見ると、

住吉大社・玉津島神社のそれときわめてよく似ている。打曇りの料紙であること、また上下に金泥で界が二本引かれている点や、上の界線で書き出し最後の文字が下の界線で終わる書き様まで一致する。住吉大社・玉津島神社に現存するものと一具であり、同じく明和四年二月十一日に法楽が行われていたと確定してよい。

柿本神社の「宸翰短籍」は現存四十五枚であった。本来なら五十首、草稿であれば各題二首ずつ計百首が揃っていないければならない。『御製』所載の詠草（下書）「柿本法楽奉納」（五十首）も、現状では四十七題九十四首しか収載されていない。『御製』の三六丁表は第1行目が春の歌題「暮春」で一首一行書きの歌が二首あり、以下夏の「郭公」（歌二首）、「五月雨」（歌二首）と続き、最終10行目が秋の「初秋」で、すぐ改面となっている。めぐり飛ばしによる脱落は想定できない。別の冊の『御製』（勅封番号一一三一―一一四）にも「明和四」として、

同 柿本法楽 同上

郭公 五月雨 哥ハほかの本に書写

（二五丁表）

と歌題は二首のみが記されていた。しかしこのままでは夏部はわずかに二題ということになり、明らかに不自然である。玉津嶋社の「経年恋」の事例と同じであり、なぜなのか理由はわからない。

けれども、四十五首しか伝存しない柿本神社蔵「宸翰短籍」では夏部は五題揃っている。『御製』に見られない「夏草」「蛍」「納涼」の三題を加えることができ、いまその五十題を順に示すと次のようになる。

早春 霞 鶯 梅 春雨 春月 柳 落花 暮春／郭公 五月雨 夏草 螢 納涼／初秋 露  
霧 草花 雁 鹿 月 禱衣 紅葉 九月尽／時雨 寒草 氷 水鳥 雪／初恋 忍恋 待恋 逢恋  
久恋 別恋 逢不逢恋 恨恋 思 絶恋／暁 夕 松 竹 山家 田家 眺望 述懐 神祇 祝



柿本神社へ浄書奉納された「宸翰短籍」と、『御製』の草稿とが互いに補完し合って、柿本社御法楽五十首和歌は、すべてが復元できることとなったのである。

住吉社・玉津嶋社と同様、柿本社についても各題につき二首ずつ百首が詠まれ、和歌三神で計三百首の下書が職仁親王に提出されていた。その日時は、添削に幾日か要するとすれば、少なくとも添削が返納された正月十四日を遡ることになるだろう。その時点で和歌三神への法楽和歌の草稿三百首を詠み終えていたことになる。

二月十四日の古今伝授に先立ち、恒例となっていた三十首和歌が詠作された。古今和歌集の講説がはじまる前には、被伝授者は伝授者から与えられた三十の歌題に対し、それに応じて三十首の和歌を提出する決まりであった（灌頂三十首）。すでに寛文四年の段階では、三十首和歌を「古今伝授に至る一階梯として認識されていた」<sup>(10)</sup>という指摘や、御所伝授が成立する契機となった智仁親王から後水尾天皇への伝授時の先例について、「古今伝受前の和歌の添削は、歌学教育が一通り終了し、古今伝受の継承者としてふさわしい実力を備えていることを自他ともに認めるために行われた」<sup>(11)</sup>とする見方も提出されている。古今伝授前の灌頂三十首は、きわめて意義深い重大事であった。<sup>(12)</sup>三十首には、一題二首ずつ計六十首の作品が必要になる。伝授者に下書の詠草を見せ、添削してもらうためである。二首のうち、より優れていると判定された佳作には合点が打たれる。それを添削の指示通りに改め、浄書して灌頂三十首は完成する。

独詠の宸翰五十葉からなる御法楽和歌五十首短冊は、歴代の誰一人としてこころみたくがなく、先例はもとより後世にも例がない。心血を注ぐ灌頂三十首の詠出を前に、また古今伝授後には、君臣共詠の法楽奉

納五十首和歌が控えていた時期に、和歌三神への法楽のために新たに百五十首（草稿段階では三百首）もの和歌を、なぜ後桜町天皇は詠まねばならなかったのか。さらに考えてみなければならぬ問題である。

## 注

- (1) 小林一彦「後桜町天皇御製「御法楽五十首和歌」（住吉大社蔵）をめぐって」（鶴崎裕雄氏・小高道子氏編『歌神と古今伝受』和泉書院、二〇一八年）。以下、小稿での「前稿」とはすべてこの拙論を指す。なお、前稿では『後桜町天皇御記』としていたが、今回はより一般的な『後桜町天皇宸記』の名称に改めた。
- (2) 現在は和歌山市立博物館に寄託されている。
- (3) 鶴崎裕雄氏・佐貫新造氏・神道宗紀氏編『紀州玉津島神社奉納和歌集』（玉津島神社、一九九二年）
- (4) 前掲注(3) 著書208～209頁、神道宗紀氏『和歌三神奉納和歌の研究』（和泉書院、二〇一五年）19～21頁。
- (5) 前掲注(1) 拙論。
- (6) <https://kunishiei.bunka.a.jp/b.bsyzs/maindetails.asp>
- (7) 京都国立博物館「二〇一二年一〇月一三日発行
- (8) 前掲注(4) 神道氏著書37頁、43～44頁。
- (9) 展示図録『玉津島―衣通姫と三十六歌仙―』（和歌山市立博物館、二〇一六年七月）
- (10) 海野圭介氏「後水尾院の古今伝授―寛文四年の伝授を中心に―」（『平安文学論究 第十五輯』風間書房、二〇〇一年二月）
- (11) 小高道子氏「御所伝受の成立について―智仁親王から後水尾天皇への古今伝受―」（『近世文芸』三六号、一九八二年五月）
- (12) なお横井金男氏『古今伝授の史的研究』（臨川書店、一九八〇年）、盛田帝子氏「御所伝受と詠歌添削の実態―高松宮家伝来禁裏本『灌頂三十首』について―」（吉岡眞之氏・小川剛生氏編『禁裏本と古典学』塙書房、二〇〇九年）など参照。

〔付記〕 貴重な御所蔵資料の閲覧および写真の図版掲載をお許しいただいた玉津島神社の宮司遠北明彦氏、種々ご教示を賜った権禰宜の遠北喜美代氏はじめ関係者各位、和歌山市立博物館の小橋勇介氏、またご教導を忝くした石清水八幡宮権宮司田中朋清氏に、心より御礼申し上げます。

